

# 市町村合併で どうなるの？ 私たちの暮らし

合併によって、行政制度や暮らしに関わるサービスがどのように変わるのか  
Q&A方式でまとめてみました

## 基本的項目に関するQ&A

### Q1 合併の方式や期日、合併後の新市の名称は、どうなるの？

**A** 合併の方式は、「新設(対等)合併」となります。  
平成16年3月1日に、「佐渡市」が誕生します。

- 合併の方式は、10市町村が人口規模や財政規模に関わらず、お互いに  
対等の立場で合併する新設合併方式を採用しました。
- 新市の名称は、公募方式を採用し、全国から応募のあった651通(254  
種類)の中から一番多かった「佐渡市」としました。
- 合併の期日は、電算統合の準備等を考慮し、平成16年3月1日としました。

新設(対等)合併  
平成16年3月1日  
「佐渡市」

### Q2 合併によって、今ある市町村役場(所)や支所は、なくなるの？

**A** 住民サービスに急激な変化を及ぼさないよう、当分の間、これまでの市役所や町村役場は、  
支所として残ります。現在の支所や出張所(連絡所)は、出張所(連絡所)として残りますので、  
どこの支所・出張所(連絡所)でもこれまでと同様のサービスが受けられます。

なお、新市の本庁舎が建設されるまでの間、本庁としての事務を取扱う事務所は現在の金  
井町役場となります。

### Q3 市町村の財産や債務は、どうなるの？

**A** 現在、各市町村が所有している財産(現金や土地・建物等)  
や債務(借金等)は、そのまま新市に引き継がれます。



### Q4 議員の身分や定数は、どうなるの？

**A** 最初の任期4年に限り定数60人、その後は定数30人となります。

現在、島内の市町村議会議員の定数は、158人となっていますが、合併の日の前日をもって失職します。  
このため、合併の日から50日以内に新市議会議員の設置選挙を実施し、この設置選挙による任期(4年)  
に限り、定数特例により定数を60人とします。(選挙区は設けず全島一区)

なお、その後の改選定数は30人となります。